宮崎市グループ支援事業介護予防実践活動支援補助金の概要

1. 事業の目的

宮崎市グループ支援事業とは、地域における介護予防活動の活性化を図り、要支援・要介護の状態になることを防ぐことを目的として、高齢者団体の主体的な介護予防に関する取組を支援するものです。

その支援として、継続的に介護予防活動を行う高齢者団体に対し、『宮崎市グループ支援事業 介護予防実践活動支援補助金』を交付します。

2. 補助対象団体

- ●概ね65歳以上の高齢者15名以上で構成されており、介護予防の知識習得及び実践を目的に、居住地域単位で自主的に結成されている。
- ●過去に本事業の支援(介護予防教室の開催)を受けたことがある、又はこれまでも継続的な 介護予防活動を行っている。
- ●1回当たり1時間以上の活動を月2回以上継続的に実施している。

3. 補助内容

補助の対象となる経費は、<u>介護予防実践活動</u>を実施するに当たって必要な以下の経費です。 ただし、会員のうち8割以上が参加した実施日のみを対象とします。

※**介護予防実践活動**とは、団体が継続的に実施する<u>運動等の実践的な介護予防活動</u>のことで、補助金の交付申請の段階でその内容を事前にご報告ください。他の補助金を受けている団体は申請前にお知らせください。

- (1) 外部講師への謝礼金
- (2) 必要な器具等の賃借料 ※(2) 器具等の賃借料のみの申請はできません。

4. 補助の上限額及び回数

(1)補助金の額は、予算の範囲内において1回あたりの上限額は下表のとおりです。

運動		口腔・栄養
(1)報償費	(2) 器具等の賃借料	(1)報償費
3,000円/回	7,000円/回	5,000円/回

- (2)補助の上限回数は、ひと月当たり3回です。※口腔・栄養の講座は上限回数に含みません。
- (3)補助対象期間は、最大3か年度を予定しています。

5. 補助に当たっての条件

- ●市が指定する体力測定を実施できる
- ●補助対象年度内において、通常の介護予防実践活動に加え、4か月に1回、専門職による口腔又は栄養に関する講座を開催できる(いずれの講座についても1回以上実施)
- ●グループに属する会員個人の医療費(国民健康保険又は後期高齢者医療制度)及び介護保険に関する情報(認定状況・介護保険サービス利用時の費用)について、市が閲覧することに関して会員全員の同意が得られている
- ●補助金の補助対象となる実践活動について補助対象年度末まで申請当初の会員が継続して 実施できる(ただし、病気などのやむを得ない場合を除く。)